

時は、直に死刑に處せられ、封内に入るも罪を犯さざれば再び追放し、若し赦に會へば、特に宥免せられたこともある。↓ルイハン 累犯。

セツピンカン 接賓館 明治二年版籍奉還の際、加賀藩では舊御普請會所を廢し、その建物を接賓館と改稱した。接賓館は諸藩遊歴の士人を延いて應接する所であり、傍ら新書籍を衆庶に閱覽せしめる所で、英人オースボンの一部に住んで居た。次いで神護寺にあつた致遠館がこゝに移り、迎賓館は隨うて閉鎖した。

セツブク 切腹 平士並以上の士人にして、その名譽を毀損せざる程度に於いて藩禁を犯し、死刑に當るものは切腹を命ぜられた。陪臣でも士分の者は之に同じい。

セツブン 節分 ↓ツイナ 追儺。

セト 瀬戸 セト 能美郡白山下に屬する部落。この村の瀬戸社には大公孫樹がある。

セト 瀬戸 鹿島郡三階良川保に屬する部落。

セトガハ 瀬戸川 ↓ニノミヤガハ 二宮川。

セトテンジンシヤ 瀬戸天神社 羽咋郡瀬戸町に在る。この社を式内瀬戸比古神社であるといふは、文獻の徵證はないが、邑名といひ極めて由ありげに聞える。貞享の比は、當山派山伏教傳坊之に奉仕し、後に改めて天龍寺といふた。當社は明治六年之を瀬戸菅原神社と呼ぶことにした。

セトノマチ 瀬戸町 羽咋郡押水大海庄にある部落。

セトヒコジンジャ 瀬戸比古神社 羽咋郡

直海に鎮座する。式内等舊社記に「直海白山神社。堀松庄直海鎮座。今邑民稱「白山宮」或云多武之御嶽。舊社也。」と見え、寶曆十二年白山社の號を廢して式内瀬戸比古神社たることを主張したが、明治の後直海石山神社に改め、後更に瀬戸比古神社と稱したものである。能登志徴に、當社の式内たることは貞享の由來書にも載せぬから非であらうとしてゐる。

セトヒコジンジャ 瀬戸比古神社 鹿島郡瀬戸に鎮座する。式内等舊社記に「瀬戸比古神社。式内一座。良川保瀬戸村鎮座。稱「黒川明神」或云荒魂社。舊傳云。往古羽咋郡界嶺上鎮座。中古移轉於今地云。」とある。能登志徴には當社の式内たることを支持するが、瀬戸比古は羽咋郡の社たるが故に、初めその境上に在つたものが移轉したとする點、甚だ苦しいやうである。

セトマチ 瀬戸町 金澤の舊町名。犀川法然寺橋の川縁なる裏町で、小家が僅かに建つてゐた。此の町は人家の後地であるから背戸町の意であらうといふ。明治四年四月戶籍編成の時、百姓町に屬せられた。

セトマチ 瀬戸町 金澤の舊町名。越前藩の松平忠直が、元和九年九月領國を沒收せられた際、之に仕へた鷹の餌指等數名が流浪して金澤に來たのを、前田利常は召抱へて、宅地を淺野町餌指町の尻地に賜はり、町名を越前町と稱したが、後に瀬戸町と改めたとある。

セナミ 瀬波 石川郡河内庄に屬する部落。

セナミガハ 瀬波川 石川郡大笠山の西麓に發し、西流して瀬波の部落附近から手取川に注ぐ。流程三軒餘。

セナミヤウイチ 瀬波屋宇一 後に犀輔と改め、文政・天保の頃町會所の吏であつた。狂歌を能くして西南宮鷗馬と號したが、西南宮といふのはその家が神明宮の西南にあつたからである。別に革山人・託花園・東北齋・暖雪樓・飲居の號がある。門人甚だ多かつた。

ゼニ 錢 (一) 寛永通寶以前—慶長十三年幕府は在來の永樂錢の通用を停止し、金銀貨以外は鑄錢を通用すべきことを命じた。鑄錢は固より青銅貨ではなく、鐵錢である。次いで加賀藩は寛永十年四月幕府の法に従うて、鑄錢中甚だしき悪貨に非ざる限り之を選択すべからざることを令し、同年六月小賣の賣買及び銀一匁以下には錢貨を用ひるべきことを令した。

(二) 寛永通寶の發行—寛永十三年六月幕府は青銅を以て寛永通寶を鑄造し、各地に流通する鑄錢を禁止したが、加賀藩はこの時寛永錢一貫文を銀十六匁の割合に通用すべきを命じ、十四年四月にも錢一貫文を金一分又は銀十六匁に宛つべきことを定めた。併し是等は幕府の法令を傳達したに止り、藩内では舊來の慣習により灰吹銀の切銀を小額取引として、米穀をも交換の媒介としたから、實際上錢貨の通用は少かつたといはれる。然るに承應三年幕府は重ねて寛永通寶の通用を命じたので、加賀藩は八月灰吹銀の切銀を停止し、九月十日錢一貫文を藩の極印銀十八匁に當て、通用すべきを命じ、次いで寛文七年幕府製造の金銀貨幣の流通するに及び、錢一貫文は金一分若しくは銀十六匁の交換比例に據ることになつた。併しこれは公定の割合で、實際は需要供給に従つて時々上下した。

(三) 青銅錢と鐵錢の交換比例—寛永通寶發行以後も亦多くその鑄型を用ひた鑄錢が行はれ、同じく一文として通用した。他藩では是等を混じた九十六文を一緡として、一貫の名を以て通用したが、加賀藩では一貫文はどこまでも百文であつた。然るに文久二年十一月藩は令して、寛永通寶一文錢を鑄錢二文に、四文錢を鑄錢八文に交換せしめることにした。是に於いて錢一貫文は、一文錢千個にあらずして五百個の稱呼となり、藩外から多く青銅錢が流入した。慶應元年閏四月幕府は又銅價の騰貴に伴うて寛永通寶の價格を高めることを命じたので、加賀藩は寛永通寶四文錢を鑄錢十二文、文久永寶を鑄錢八文、寛永通寶一文錢を鑄錢六文に通用せしめ、後更に寛永通寶二文錢を鑄錢四十文に、文久永寶を三十文に、寛永通寶一文錢を鑄錢二十文に通用せしめた。これは明治以後舊加賀藩領内で五錢を一貫と呼ぶに至つた理由である。又天保通寶に在つては、その當百錢なるに拘らず、當初以來九十六文替としてあつたが、藩外の相場が九十文許に低下した結果流入多きを加へたので、慶應三年二月加賀藩は八十八文に通用することを令し、六月更に八十文に改めた。(明治以後も天保通寶は八十文に通用した。)

(四) 錢貨の私鑄—慶應元年十一月加賀藩は領内に錢貨が缺乏する理由を以て、青銅を以て當百錢を、鐵を以て四文錢及び一文錢を私鑄し、領内のみ之を通用せんことを幕府に願した。依りて十二月幕府はその當百錢を除くの外、明年より五年に亘り、一々鑄錢五十萬貫文を鑄造し、運上は十萬貫文に對し五